

逗子市こども発達支援センター療育部門運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

逗子市では、2014年（平成26年）9月に策定した「（仮称）療育・教育の総合センター基本構想・整備計画」に基づき、本市の中核的な療育施設として2016年（平成28年）12月に「療育教育総合センター」を開設しました。

開設から6年半を経過し、「教育研究相談センター」とともに、0歳から18歳までの継続した支援体制を構築し、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及び保護者の方などに支援を行う機能を持つ「こども発達支援センター」の療育部門「くろーばー」の運営について、十分な支援体制の確保及び適切な支援の実施並びに関係機関との連携により、本市の療育支援を充実させていくなかで、定期的に業務委託契約の見直しを行うことにより、本市の療育の質の向上を図ることを目的に、事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 公募を行う業務の概要

（1）業務名

逗子市こども発達支援センター療育部門運営業務委託

（2）業務内容

別添「逗子市こども発達支援センター療育部門運営業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

※ただし、契約期間において業務内容に問題なく適正な履行がなされていると認められた場合は、契約を更新する場合がある。契約の更新に当たっては、受託者と年度ごとに契約を締結する。

（4）契約上限額

本業務委託契約に係る予算は、事業運営見込額から法定給付費見込額を減じた額を委託料として、年額49,253千円（消費税および地方消費税額を含む）を上限とする。

※金額は、契約時の予定価格を示すものではないので、留意すること。

（5）契約代金の支払方法

総価契約に基づく毎月の請求書発行による前金払い。ただし、年度末に運営費実績による精算調整を行う。

3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。ただし、契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は、失格とする。

（1）2023年（令和5年）4月1日時点で、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業

者で、神奈川県内又は東京都内において、次の事業又は施設を3年以上継続して実施又は運営する法人であること。

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービス

イ 児童発達支援センター

- (2) 会社更生法による更生手続き中又は民事再生法による再生手続き中の事業者ではないこと。
- (3) 逗子市暴力団排除条例第2条第3号及び第5号に該当しないこと。
- (4) 法人又はその代表者が、所在地の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 事業者の管理又は運営する事業において、募集開始の日から起算して、過去5年以内に死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしたことにより、当該事業の指定取消、指定効力の一時停止などの行政処分を受けていないこと。若しくは該当事故により事業者の役員又は当該事故に係る事業所を管理していた者が禁錮以上の刑に処せられていないこと（その執行が終了し又は執行を受けることがなくなった場合を除く。）
- (6) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（以下、「政令」という。）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (8) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する事業者でないこと。
- (9) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けている又は指名停止の措置条件に該当する事業者でないこと。
- (10) 事業の運営に必要な自己資金等の確保ができること。若しくは、これら必要な自己資金等について借入れを行っている場合で、借入金の返済計画が適切かつ実現性があること。

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内 容	実施期間又は期日
参加申込書の配布期間	令和5年8月14日（月）～9月7日（木）
質問書提出期間	令和5年8月14日（月）～8月24日（木） 午後5時まで（必着）
質問の回答日	令和5年8月31日（木）
参加申込書等の提出期日	令和5年9月7日（木）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション及び ヒアリング実施日	令和5年10月2日（月）～10月6日（金）の間の指定する日 ※時間は別途通知
選考結果通知日	令和5年10月中を予定

5 参加手続き等

(1) 参加手続きに必要な様式等の入手方法

参加手続きに必要な様式等は、配布期間内に逗子市ホームページからダウンロードし使用すること。

※逗子市ホームページアドレス

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/1004803/1004804.html>

(2) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）は、次のとおり参加申込書及び添付資料（以下、「参加申込書等」という。）を提出すること。

なお、提出期日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても提出を認めない。

また、参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類等

提出書類		留意事項	提出部数
1	逗子市こども発達支援センター療育部門運営業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式1）	正本以外写し可。	正本1部 副本10部
2	応募の動機等についての調書（様式2）		
3	法人実績等調書（様式3）		
4	事業計画書（様式4）		
5	通所支援等について（様式5）		
6	法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	直近3カ月以内に発行されたもの。正本以外写し可。	
7	法人定款		
8	法人の決算書類（直近2年分の決算資料） ※【社会福祉法人以外は、次の書類も必要です。】 (1)社会福祉事業に関する資金収支計算書及び事業活動計算書 (2)法人全体の決算書の内訳書 (3)有形固定資産の取得価格・減価償却累計額及び期末残高 (4)借入金明細書	原本証明されたもの。 正本以外写し可。	
9	法人が現在運営している3（1）の事業又は施設の概要がわかる書類及びその決算関係書類	直近2年分。 原本証明されたもの。 正本以外写し可。	

10	法人が現在運営している3(1)の事業又は施設について指導監査の結果及び指導事項等に対する対応状況等についての指導監査書類	過去3年分。 原本証明されたもの。 正本以外写し可。	
11	「法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書」並びに「法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書」	それぞれ提出期日の6カ月以内に発行されたもの。正本以外写し可。	
12	参加資格がある旨の誓約書(様式6)	正本以外写し可。	

イ 提出期日

2023年(令和5年)8月14日(月)から9月7日(木)まで

ウ 提出先

〒249-0005 神奈川県逗子市桜山5丁目20番29号
逗子市療育教育総合センター内
こども発達支援センター

エ 提出方法

上記提出先に持参又は郵送により提出すること。(郵送により提出する場合は、簡易書留とし、提出期日までに必着のこと。また、封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と明示すること。)

オ 留意事項

- (ア) 参加申込書の提出は、1者につき1件とし、複数の提案は不可とする。
- (イ) 提出書類は、原則としてA4縦サイズで両面印刷可とする。(A4サイズを超えるものはA4サイズに折り、A4サイズに満たないものはA4用紙に貼付すること。)
- (ウ) 提出書類は、下部にページ番号を付した後ファイリングし、インデックス等で見やすく整えること。

※参加を辞退する場合

書類提出後に辞退する場合は、電話にて事前連絡のうえ、「参加辞退届」(様式7)を持参または郵送にて可及的速やかに提出すること。

6 質問の提出及び回答

(1) 本実施要領の内容について質問がある場合は、次により提出すること。

ア 提出期間

2023年(令和5年)8月14日(月)から8月24日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出先

逗子市教育委員会教育部療育教育総合センター こども発達支援センター

ウ 提出方法

事前に電話連絡の後、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は「プロポーザル質問書」とし、メール本文に質問内容を記入し提出すること（添付ファイルは不可）。

提出先メールアドレス：hinata@city.zushi.lg.jp

(2) 質問内容及びその回答については、逗子市ホームページ上で公開する。

ホームページ掲載日 2023年（令和5年）8月31日（木）

7 欠格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 選考委員会委員に直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
- (4) 他の事業者と応募内容又はその意図について相談を行った場合。

8 選考方法

受託候補者の選考は、選考委員会が行う。選考委員会は、参加申込書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、受託候補者及び補欠候補者を選考する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング実施日

2023年（令和5年）10月2日（月）～10月6日（金）の間の指定する日

※実施時間は、提案者ごとに別途通知する。

(2) 開催場所

逗子市役所内（逗子市逗子5丁目2番16号）を予定

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの方法等

ア プレゼンテーション（20分程度）

プレゼンテーションは、提出した参加申込書等を基に実施するものとし、プロジェクターを使い説明することができる。

イ ヒアリング（40分程度）

選考委員会各委員から提案者に対し質疑応答を実施する。

ウ その他

(ア) 提案者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、選考の対象としない。なお、提案者側の出席者は3名までとする。また、受託候補者になった場合に本業務の責任者となる予定者を原則として出席させること。

(イ) 当日の追加提案や追加資料の配布は認めない。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、操作端末は提案者が用意すること。操作端末はHDMIケーブルが接続できるものを用意すること。なお、機器接続調整及び動作確認に要する時間は、プレゼンテーション時間に含まない。

(エ) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、参加申込書の受付順に提案者ごとに個別で行い、非公開とする。

(4) 選考結果通知日

2023年（令和5年）10月中（予定）

選考結果は、全ての提案者に文書により通知する。併せて、逗子市ホームページにて公表する。

9 審査の基準

参加資格等の確認を行い、要件を満たす参加者について、次のとおり審査採点を行う。

審査は、提出された書面並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより、法人の適正・実績・提案内容・実現性等を総合的に判断し、評価点が最も高かった法人を受託候補者とする。

○審査事項及び評価項目

審査事項	評価項目	配点
法人に関する事項	法人に実績があり、安定した事業運営を行う能力があるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・応募動機及び逗子市の地域特性理解 ・障がい児福祉に関する事業実績 ・法令遵守及び個人情報保護の方針 ・経営の健全性及び安定性 ・収支計画 	25
事業計画 及び 地域支援	実効性のある適切な事業計画が立てられているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所運営の基本方針 ・事業所運営の具体的計画 ・運営体制及び職員配置 ・危機管理（事故防止・安全対策） ・相談部門との連携 ・地域支援（関係機関との連携） ・運営改善への取り組み ・事業所の情報発信 ・概算運営費用及び内訳 	60
通所支援	具体的事例検討 <ul style="list-style-type: none"> ・療育プログラムの考え方と手法 ・放課後等デイサービスの考え方 ・医療的ケア児・重度心身障がい児等への支援 ・保護者に対する支援 ・利用者が魅力を感じる取り組み 	40
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・熱意及び意欲 ・委託業務履行における取り組み 	20

10 契約手続きについて

受託候補者は、逗子市教育委員会教育部療育教育総合センターと詳細な契約内容について協議調整のうえ、仕様書等に基づき見積書を提出し、業務委託契約を締結する。

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、参加申込書を提出した時点で、本要領の全ての内容を承諾したものとみなす。
- (3) 提出された参加申込書等の書類は、一切返却しない。また、提出された参加申込書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更または修正についてはこの限りではない。
- (4) 提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外の目的で参加者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された参加申込書等の書類は、逗子市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開されることがある。
- (6) 本プロポーザルへの参加により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 選考結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は受け付けないものとする。
- (8) 本プロポーザルに関して、本要領に規定しない問題が生じた場合、事務局と選考委員会が協議の上決定するものとする。
- (9) 本プロポーザルの結果により、受託候補者に運營業務の引継ぎが生じた場合、運營業務開始前の事前準備期間に要する費用は、受託候補者の負担とする。

12 事務局

〒249-0005 逗子市桜山5丁目20番29号

逗子市教育委員会教育部

逗子市療育教育総合センター内

担当：こども発達支援センター 藤井・高橋

電話番号：046-872-6051

FAX番号：046-872-6052

メールアドレス：hinata@city.zushi.lg.jp